

# 令和5年度 「水質検査計画」

富士宮市西富士用水管理委員会 簡易水道

富士宮市上井出2233番地

1. 基本方針
  - (1) 検査地点
  - (2) 検査項目
  - (3) 検査頻度
  
2. 水道事業の概要
  - (1) 事業体の名称
  - (2) 主な給水区域
  - (3) 計画給水人口
  - (4) 計画1日最大給水量
  - (5) 主な水源の名称
  - (6) 主な浄水場の名称及び浄水処理方法
  
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
  - (1) 水源の状況（汚染源の把握）
  - (2) 水質管理上注目すべき項目
  
4. 採水地点、検査項目、検査頻度
  - (1) 採水地点
  - (2) 検査項目と頻度
  - (3) 浄水全項目
  - (4) 原水全項目
  - (5) その他
  
5. 水質検査方法（自己、委託の区分）
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法
8. 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備
9. 水質検査の委託先

## 1. 基本方針

水道事業者は、毎事業年度の開始前に、検査項目、採水の場所、検査の頻度及びその理由について記載した水質検査計画を、お客さまに情報提供することが義務付けられています（水道法施行規則第15条第6項及び第17条の2）。

西富士用水管理委員会では、使用者の福祉の増進と山麓の健全な発展に寄与するため、以下の基本方針に基づき、水源から蛇口までの水質検査計画を策定し、本計画を通し、適正な水質管理とお客さまへの情報提供を図ります。

- (1) 水質検査の地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓及び水源とします。
- (2) 水質検査の項目は水道法で義務付けられている項目と、水質管理上必要と判断した項目とします。
- (3) 水質検査の検査頻度は、水源の種類やこれまでの検出状況等を考慮して、設定します。

## 2. 水道事業の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 事業体の名称    | 富士宮市西富士用水管理委員会 簡易水道  |
| (2) 主な給水区域    | 富士宮市富士丘、向陽、荻平、広見、人穴、見返一の竹、角木沢、赤焼、西鞍骨、志田水、東鞍骨、天母台、篠坂、栗倉の各一部   |
| (3) 給水人口      | 1, 465人（計画給水人口、令和5年度）  |
| (4) 計画1日最大給水量 | 2, 680 m <sup>3</sup>  |
| (5) 水源の名称及び種別 | 根原 深井戸 深さ 180m 660 m <sup>3</sup> /日<br>富士丘 深井戸 深さ 152m 710 m <sup>3</sup> /日<br>荻平 深井戸 深さ 200m 840 m <sup>3</sup> /日<br>ジャンボリー深井戸 深さ 180m 470 m <sup>3</sup> /日<br>A 沢水源、B 沢水源 3,000 m <sup>3</sup> /日（使用停止中） |
| (6) 浄水方法      | 塩素消毒のみ   |

### 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

#### 【原水】

水源は深井戸で水質は良好な状態です。

#### 【浄水】

過去の検査結果から水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

#### 【水質管理上留意すべき事項】

浄水方法が塩素消毒のみであり、消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、消毒副生成物等について注意する必要がある。

### 4. 採水地点、検査項目と検査頻度

#### 【原水採水地点】

表 1

No	採水地点の概要	
1	根原深井戸	根原 488-4
2	富士丘深井戸	根原 203-1
3	荻平深井戸	人穴 772-9
4	ジャンボリー深井戸	根原 2

#### 【浄水採水地点】

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います。

測定場所 粟倉地区：粟倉共同墓地

#### 【検査項目と検査頻度】

##### 【原水】

- ・水質基準項目：水源全 4 箇所（表 1）において、水質基準 5 1 項目から消毒副生成物及び味を除いた原水 3 9 項目（表 2）について、水質検査を年 1 回行います。

##### 【浄水】

- ・毎日検査：色、濁り、消毒の残留効果
- ・水質基準項目：水道法で義務づけられている給水栓において、水質基準項目（表 3）について水質検査を月 1 回（項目によっては 3 ヶ月に 1 回）行います。

## 5. 水質検査方法（自己・委託の区分）

毎日の検査（色、濁り、消毒の残留効果）については西富士用水が独自で検査を行います。

また、水道法に規定する水質基準項目検査については、登録水質検査機関に委託して実施します。

## 6. 臨時の水質検査

水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ・ 原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化した場合
- ・ 水源に異常があった場合
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行した場合
- ・ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ・ 送水過程に異常があった場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、水質検査結果とともに富士開拓農業協同組合ホームページに掲載します。

（富士開拓農業協同組合ホームページ）

<http://www.fujikaitaku.or.jp/>

## 8. 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

- ① 水道水が原因で水質事故が発生した場合は、簡易水道の場合は東部健康福祉センター生活環境課水道担当、専用水道・飲料水供給施設の場合は、富士宮市役所河川課に連絡するとともに、迅速に対策を講じ水質検査等を実施します。
- ② 水源における水質汚染事故発生などに対しては、各関係機関で組織された情報連絡網を活用して情報交換を行い、迅速に対策を講じます。

## 9. 水質検査の委託先

名 称

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター

住 所

静岡県静岡市葵区北安東四丁目27番2号

登録番号

2号

#### 委託の範囲

- ① 具体的な検査項目、頻度  
別紙表 2、表 3 の年間計画表のとおり
- ② 試料の採取及び運搬方法  
富士開拓農業協同組合の西富士用水係に従事する職員が午前中に採水を行い、当日静岡県生活科学検査センターの職員が車両にて運搬する。
- ③ 臨時検査の取扱い  
臨時検査が必要な場合は別途契約に基づき当該水質機関に委託する。

#### 委託した検査の実施状況の確認方法

- 1 年に 1 回検査施設への立入検査を実施し精度管理の実施状況などを確認する。